

家庭教育支援法の制定を求める意見書提出に関する陳情

(文教委員会付託)

受理番号 第 115 号

受理年月日 平成30年6月22日

付託年月日 平成30年7月 4日

陳情者
.

陳情原文 今日、核家族化の進行、地域社会の絆の希薄化など、家庭を巡る社会的な変化には著しいものがあります。そのため、過保護、過干渉、放任など、家庭教育力の低下がつよく指摘されるようになり、極めて憂慮するところとなっております。更には、厚生労働省の発表によると、児童虐待相談件数は毎年1万件ずつ増加し、平成28年度には12万2,578件を数え、一層深刻さを増しております。この様な状況を一刻も早く解決しなければなりません。

現代は、若い父親・母親の出産や育児などが、関係の希薄化した社会に置かれ、孤立してしまう状況が増えております。行政からの、より積極的な家庭教育への応援体制が必要な時であると考えます。

未来社会の担い手である子供達を育成する家庭は、社会と国の基本単位であり、家庭倫理が社会倫理の基盤にもなっています。

教育基本法第十条にも、「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって」とし、又「国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない」と規定しております。

上記の内容を踏まえ、江戸川区議会におかれましては、国会、政府に「家庭教育支援法の制定を求める意見書」を提出して下さるよう陳情いたします。